

資料4

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と
水域 PEC との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料3-1～3-4 参照。）

水域基準値案と水域 PEC の関係
（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
シクロピラニル	0.57	1.5	0.026			
フルペンチオフェノックス	0.63	対象外			0.0088	

使用方法から水田使用には該当しないため

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
イミダクロプリド	1.9 (同上)	9.0 (6.0)	0.23 (1.0)		0.011 (同上)	
プロスルホカルブ	36 (49)	対象外			0.015 (0.016)	

注：括弧内は前回審議での値

使用方法から水田使用には該当しないため

2. 今後の対応

(1) 基準値設定剤について

シクロピラニル及びフルペンチオフェノックスについては、水域 PEC が水域基準値の10分の1以下になることが確認できるため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

(2) 再評価対象剤

イミダクロプリドについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の10分の1以下になることが確認できないため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。

プロスルホカルブについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の10分の1以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

イミダクロプリドについては、平成17年度～令和6年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、水域基準値（1.9 µg/L）を上回った事例はなかった（検出された最高濃度は0.72 µg/Lであった）。また、平成22年度に行われた水環境中の要調査項目等存在状況調査では、検出された事例はなかった（定量下限値0.2 µg/L）。水道統計、化学物質環境実態調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。

プロスルホカルブについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査や水道統計、化学物質環境実態調査、水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。